

CSF（豚コレラ）まん延防止の消毒等強化について

昨年9月から国内でCSFが続発し、令和元年11月16日には県内でもCSFの患畜が確認されました。

そこで、豚及びイノシシを飼養している方には、家畜伝染病予防法第30条に基づき、緊急的なCSFまん延防止のための消毒及び、ねずみ、昆虫等の駆除強化をお願いします。なお、ワクチン接種時に県から消毒用消石灰を配布しておりますので、ご活用ください。

実施期日

令和元年11月19日から12月18日

消毒及びねずみ、昆虫等の駆除方法

- 農場内（施設周囲及び農場敷地内）への消石灰散布
- 農場内での殺鼠剤及び殺虫剤の散布等

※方法については、同等の効果があるので代替可能。

<参考>家畜伝染病予防法(抜粋)

第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

異常を発見したら、すぐに東部家畜保健衛生所までご連絡ください。

連絡先：山梨県東部家畜保健衛生所

電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108
夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005
土日・休日の連絡先：090-5544-7868